

第10章 国立大学財務の改革

糟 谷 正 彦

1. 事務の簡素合理化の必要性

現在の国立大学の財務関係、とくに執行関係で、どのような規制緩和を必要としているかについて、お話をさせていただきます。

まず、事務の簡素合理化の必要性ということですが、現在、「小さな政府」を目指すという背景もあって、国立大学は、毎年定員削減がかかっています。教官職の方は、若干いろいろな名目で増員もありますから定員はほぼ一定しておりますけれど、事務関係、現業関係はどんどん減ってきている。そういう実態がございます。それから、週休2日制になっておりますから、労働時間は少なくなってきてている。それでいて、事務の迅速な処理は求められる。先生方から、何か頼んでもすぐにやってくれない、何で遅いのだ、というようないろいろな苦情が入ってきている。さらにエコロジーの関係から、国が事業者、消費者として環境保全に向けていろいろな取り組みをしなさい、という閣議決定がございます。これは平成7（1995）年6月13日付けの閣議決定で、「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画について」というのがあります。これに基づく関係省庁会議申合せというのがありますけれども、事務手続きの一層の簡素化を図って、できるだけ紙の使用量を減らせ、書類を減らせということが書いてあるのですね。要するに、会議用資料とか、紙の使用量を削減しましょうということです。それからもう一つは、これは大きい話ですが、今、大学改革ということで、大学の個性化が一つの

キーワードになっております。それをやるには、大学ごとに柔軟な対応ができるような弾力性というものを、ある程度持たしてもらう必要があるのではないか。そういうような観点から、事務の簡素合理化に向けて少し見直しが必要なのではないか、と考えております。

それで、学内限りでできるようなことは、もちろん学内でやっていけるわけでございますが、個々の大学だけでやれることには限界がある。いろいろな人事・会計事務は、法令などで全部枠組が決まっておりますので、その枠内でしかできない。したがって、その枠をある程度緩めてもらわなければいけない部分があるのではないか。そういう必要性がありまして、4年か5年ほど前に7大学の事務局長会議で、こういう点を改めてほしいという一覧表を作りまして、文部省に陳情しておりますけれども、なかなかそう簡単には改善されない。なぜ簡単にいかないのか、なぜそんなことをあまりやろうとしなかったかということを考えてみると、一つは、どうしても国の事務は、法規に合うという合規性とか正確性に重点を置いて、経済性とか効率性はあまり見なかった。会計検査も、最近は効率性、能率性も見ましょうというようなことを言っておりますけれど、どうしても合規性、正確性にだけ重点を置いている。一応いろいろな規則や諸法令で決まっていることは正しいのだから、それに絶対的に従いなさい、それに対して文句を言うと睨まれるようなところがありますが、あまり言わない雰囲気がございます。もう一つは、今はもう組合活動もかなり下火になってきておりますけれども、やはり組合活動との関係があったのだと思います。下からのいろいろな意見を吸い上げるシステムを構築いたしますと、組合活動との関係といったものが変に結び付くと、合理化の名の下にサボタージュみたいなことに発展する恐れもあった。そういう観点があって、どうも事務の合理化の観点をシステム的に構築するこ

とがなされてきていない。民間ですと、これは事務手続きだけではなしに、いろいろな品質管理、QC活動とかそういうものが大々的にやられていて、下からいろいろな意見を吸い上げることをやっております。それに報奨金を出すというようなことまでやっているわけです。

やはり、事務の合理化意見を吸い上げる手続をルール化する必要がある。それをどの程度でルール化するかというのは問題ですけれども、法令まで決めなくても要綱でも通知でもいいですが、ルール化しておく必要があるのではないかと思います。そうしないと、現実の事務をやっておりますのはいわゆる下の方の、一般の事務職員でございまして、上的人は全然わからない。ほとんど専決規程、あるいは隠れた専決規程というのがございまして、いろいろな契約書などでも500万円以下なら経理部長とか、もっと下の課長レベルへ下りてしまっているわけですから、書類もよほど重要なものしか事務局長のところに上がってきてこない。そのために、山のような書類が流れていてあまり気がつかないということがございますので、やはり合理化のための貴重な意見というのは、下から積み上げていかなければいけない。それが、今までどうもなされていなかった感じがします。これをなんとかルール化する必要があるのではないかと思います。

もう一つは、事務の簡素化とか、細かい制度の改正というものは、ものすごく労力がいる割には地味であまり華々しく見えないわけでございます。結局、本省の上層部の人のメンタリティとしては、予算要求とか制度改正で、新聞でぱっと打ち出して、というような華々しい施策はやるけれども、同じぐらいの労力を使って、ここで言っておりますような事務の簡素化には取組まない。各省ががんがん反対してくるし、いろいろ説得して回らなければいけないので、そんなことに労

力を使うよりは華々しいことをやった方がいい。そういうようなメンタリティがありますので、事務の簡素合理化ということがなかなか重要施策の一つには上がってこない、そういうふうにとらえております。しかし、少なくとも下から恒常に意見を吸い上げるということをやつたらどうだろうか。私も大阪大学にいましたときに、係長と係員と一緒にになって、各係から必ず改善意見を出せ、とアンケートみたいなことをやって整理して、できるものからやっておりました。要するに、自分が現在担当していることが本当にどうしたら改善できるか、それは正確性と効率性との兼ね合いで、この程度までは可能ではないかというように、問題点がその担当しているところから上がってきて、それを取捨選択していくのがいいのではないかと、そういうふうに思っております。

2. 会計事務

授業料の徴収

それで、具体的にどういう問題が現実にあるかということですけれども、一つは会計事務です。例えば、このキャッシュレスの時代に授業料の徴収について、自動振替制度をなかなかやれないようなシステムに現在なっております。どういう問題があるかというと、銀行の手数料を手数料で払ってはいけないという縛りを文部省の方でかけておりまして、だから無料でやってもらえということになっております。どれぐらいの額かと言うと、コンピューター処理をするために1件30円ぐらいです。前期と後期に分けて払うとして、国立大学の授業料年額は今度44万円ぐらいになりますから、前期で22万円払うとして1人30円の手数料です。その程度の額だから払ってしまえばいいと思うのですが、それは只にしてもらえといっている。それに対して、銀行協会

の方は、只にするのはけしからんと言って縛りをかけております。個々の銀行はやりたいのだけれども、銀行協会から圧力がかかるというので、小さな地方の大学ではもうずっと前から自動振替制度をやっておりますけれど、大きい大学ではなかなかやらない。阪大も東大も最近になってやりましたけれども、それは一応有料で払うようなことにして、実際には払わないとか、あるいは財団、後援会みたいなところが代行する契約にしておいて後援会から手数料を払うことにして、後援会に寄附金をもらうとか、そういう工夫をやりながらやっているのです。これも、ちゃんと正面から認めてやればどうせしたいした額にはならないのに縛りをかける。それでこっそりやれみたいな感じになっている。大学入試センター試験の検定料の場合は、きちんと手数料の予算処置もされていて、全国の郵便局どこからでも振り込める、そういうふうにやっているわけですけれども、なぜか授業料は宙ぶらりんに放ってあるというような状況がございます。

行政財産の管理

第二は、行政財産の管理です。これは、具体的には大学構内の駐車場の問題です。国有財産、行政財産の管理という考え方からすると、モータリゼイション(motorization)に対応するための駐車場の設置は大体認められないシステムになっております。それで結局、これもごまかしてやっておりまして、財団法人の後援会か、あるいは任意団体か、そういうところが使用収益料を取って、それで駐車規制の入件費を払う。今のシステムですと、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準」(蔵管1号)で許可できる場合は限られてしまして、もし許可してやったとしてもその歳入は一度国庫へ入ってしまうものですから、支出するときには、その入件費をまた予算で組ん

でもらわないと支出できない。しかし、そんな予算は庁費だからなかなかつかないし、そもそも大規模に駐車場を認めるなどということはやれないシステムになっているわけです。それで、ここもいろいろな脱法行為的な事務処理をやって、そのためにいろいろな会議をしていろいろな書類を作って、税金などの処理も出てくるわけです。これなども、もう少しすっきりとした制度をつくれるのではないかと思います。

地方自治法では、244条の2に、公の施設についての規定がございます。つまり、公の施設全体の管理委託という制度がありまして、管理委託をしたときにその施設利用料金は受託団体が収入として入れて、その収入を県や市町村の会計に入れなくてそのまま使えるという制度がございます。これはコミュニティセンターというようなもの全体を管理する場合ですけれど、これと似たようなもので一部を管理委託できるような制度が国の場合にもできて、そこへ収益が入って、そこで払えるというようなことにすれば、脱法的行為をしなくてもできるようになるのではないかと思います。阪大の場合でも駐車場で1億円の収入で、1億円支出しております。というのは駐車料金は1日200円、1か月の定期券1,600円とかを徴収しますが、結局駐車規制整理の人（アルバイト。会社に委託）の人工費になるわけですね。それぐらいの収支規模になるのです。こういう問題を、うまく処理できるような枠組ができていない。

旅費

第三に、旅費の問題です。外国旅費と国内旅費は非常に峻別されている。これも突き詰めると、承認があれば国内旅費も外国旅費に使えるのだという説もあるのですけれども、なかなかその承認がもらえない

いので、きびしく峻別をしております。だから、国内旅費より安い外国旅費でも、外国旅費の項目がなければ出張命令は出せないということになっている。ただ、大学の場合は委任経理金というのがござりますので、その場合は旅費だろうが応費だろうが、あまり支出の項目にとらわれずに使えるので、ほとんど先生方の外国出張は委任経理金でやっている状況です。このあたりも、この国際化の時代に適していないのではないか。

それから、大学だけに限ることではございませんすけれど、旅費請求の様式というのがまた複雑でして、大体旅費で3枚か4枚の書類に判を押さなければいけない。概算して請求、精算払いして、確か3枚か4枚、何か所も判を押さなければならない。あんな無駄な紙を使うのか。民間の会社だと、この頃はＩＣカードで引き落として、それがずっとコンピューターで記録される、というようなことをやっているようです。だから少なくとも、その辺の改正というのはあり得るのではないか。以前は年次休暇申請も1回ごとに1枚の大きい紙に書いていたのですけれど、やっと、この間の人事規則の改正で用紙の頭書に職員の氏名を書いておいて、申請のたびごとに、その用紙にずっと連記式に1行ずつ書いていって、押印するように変わりました。しかし、まだ出張命令の様式だけは変わっていない。現在、カラ出張が話題になっているから言うのはあまり得策ではないかもしれません。ただ、カラ出張の問題というのは、様式がかちっとしているから無くなるものでもなく、これはまた全然別の要素でございます。このあたりも各省共通、特殊法人にまいりましてもやはり同じようにやっていますが、この辺はもっと簡素化する余地があるのではないかと思います。

長期継続契約

第四に、長期継続契約と申しますのは、いろいろなメインテナンスの契約です。大学はだんだん現業職員を削られるものですから、保守管理、清掃、そういう業務は、ほとんど会社と保守管理契約を結んでいます。けれども、会計法で長期継続契約として認められておりますのは、電気、ガス、水道、電話で、これは1回契約しておけば年度をこえてもずっと料金だけ払っていけばよいのです。これはきちんとしたところがやっているから認められているのでしょうかけれど、他のものは予算の単年度主義と絡んでおりまして、単年度で全部契約をやり変える。それも内容は、通常は委託している会社の給料アップに伴う人事院勧告分のアップぐらいの委託料が変わるだけのものですけれども、そのために、1冊の本ぐらいの書類が何件も何件も回ってくる。これも確かに1社がずっと独占するのも問題だから5年間ぐらいの契約はいいよ、というようなやり方もできると思うのですが、現在、長期に契約できるのは電気、ガス、水道、電話しか認められていないのです。

物品管理

第五に、物品管理の関係も50万円以上は備品だというので、全部書類を作ることになっております。大学というのはいろいろな研究をやっているものですから、備品がたくさんあります、ものすごい数になっております。この限度額をちょっと上げると、書類の数はぐんと減ります。ちなみに自衛隊はもうずっと前から300万円以上にしている。500万円以上ぐらいに絞ったらしいのかもしれません。このように、少し改正していくとかなりの事務量が減ってくるところがございます。そういう観点を誰が言い出すか、誰がやろうと決断するかというところが問題なのです。

3. 人事事務

任命権の所在

以上は財務関係の話ですけれども、それ以外のところで人事関係の事務で申しますと、一つは任命権を文部大臣に上げすぎているものですから、全部文部省へ書類を送って往復しなければいけない。とくに教授の任命権というのは、まだ文部省に上がっています。教育公務員特例法で実質の選考権限は大学でやっているわけですけれども、書類を全部文部省へ持っていく、また返ってくるということをやっている。それから、事務系の職員の任命権も、大学の事務局の課長補佐とか、事務長補佐まで全部文部省で持っていて、全部相談に行かなければいけない。しかも、学部や附置研の課長の人事は、文部省人事と称して、やらなくてもいいような全国異動をやって単身赴任を増やしている。そのことによって、大きな大学ですと地元の人の志気が落ちてくる。そういう点がありますので、主だった幹部人事は今のまでもいいかもしれません、もう少し大学の自主性に任せてもよい部分があるのではないかという感じがしております。

勤務時間管理

もう一つは、勤務時間の管理の関係です。大学の先生の勤務時間も一応勤務時間の割振りをしろということになっておりまして、教育公務員特例法で兼職兼業の制限は緩くなっているのですけれども、兼業の場合にどこか非常勤講師に行くときは、一応そこに勤務時間を割り振らないようにするという扱いがどうもされているようでございます。それで個々の先生ごとに、見もしない勤務時間管理のための割振り表を作っている。これもまた馬鹿にならない仕事でございます。このあたりも、この間の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の制

定で、国家公務員の研究職にはフレックスタイム制が導入されております。ただ、これはある程度の勤務時間の割振りみたいのを作つて研究員が申告する形になっていますから、まだ書類は残るわけです。それから、労働基準法では裁量労働制を採用しています。これは組合との協定で認めるのですけれども、新聞記者とかデザイナーとか、ある種の職種は一定の時間勤務したものとみなす、だから超過勤務というのは一切存在しない。要するに、仕事の成果、どれだけのものが出来上がるかで決めていこうというわけです。これは民間の方ですけれども、適用職種を今後増やそうという状況にございます。アメリカだと、ホワイトカラーの職業従事者は大体そういう傾向になりつつある。確かに昔は労働基準法で、酷使されるのを防止するため、時間外に働いたら超勤手当を支払うという制度でやっていたのですけれど、それはどうも馴染まない、変えようという方向になってきております。大学の先生というのは、まさに裁量労働制にぴったりの職業で、仕事の成果そのものを問うだけで、勤務時間は問わない職種の代表たるものだと思うのですけれども、これが導入されないで、まだ勤務時間割振り表を作っている。それをまたきちんと作つておかないと、会計検査のときに、どこか非常勤講師かなにかに行って重複していて、賃金支給がおかしいじゃないかとかいうような問題が出てきます。ですから、このあたりはもっと変えていく必要があるのではないか、そういうような感じがしております。

4. 入試事務

受験機会の複数化の功罪

それから、入試事務のことは財務関係と直接関係ないのでですが、簡単にふれておきますと、受験機会の複数化ということで、これは非常

にマスコミもやれやれというようなことを言って、かなり世の中には浸透したような形になっております。現実を見ておりますと、前期後期に分けないではじめに定員全部取つておいてやれば合格したのを、前期で落としてまた後で後期の試験で合格させているというようなのがかなりあります。何のためにやっているのか、学生の方も2回受けなければ、先生方の方も、問題の作成も、紙代も本当に無駄になっているわけです。そういう点が大学ごとの具体的なデータを基にして議論されていない。なにかムードでいいことだとマスコミが言い出すと、そだそだというようなことになっているのではないか。このあたりでも、事務の簡素化ができるところがあるのではないかと考えております。

5. 設置形態と連動しない解決策

ドイツ大学の例

それでは、こういうふうな事務の簡素化と、大学の設置形態とは連動するのか。大学は、行政組織の末端ではない。大学は行政組織の出先というか一部局としての面だけではなしに、もう少し独立した面をもっているのではないか。そういう点を強調いたしますと、では特殊法人になるべきだ、という説が出てきます。それに対しては、国立大学協会の第6常置委員会が中心になってまとめられた『大学の財政運営に関する基礎研究』の報告書でも書いていますけれども、国大協の方でもすぐに特殊法人になるとデメリットもかなりあるので問題だ、だから、あまりこういう議論をすると特殊法人になれといわれて損をするのではないか、というような懸念もあるわけです。確かに、特殊法人にしても、行政機関と同じような会計制度をとっているので、それほど有利になるところはあまりない。だから、特殊法人にしなくて

ももう少し工夫をできるのではないかということを、実例として見てみたいと思います。

まず、ドイツの大学ですが、ここに「ドイツ大学の法的地位」という抜き書きを持ってきておりますが、これは財団法人高等教育研究所が毎年出しております『高等教育研究紀要』の第15号から抜き書いたものです。ドイツの大学というのは、公法上の団体としての性格と国の機関としての性格と両方もっていると、小松親次郎さんの論文では言っています。ただ、この小松さんの論調全体は、ドイツの大学は法的性格としては公法上の団体だから特殊法的な部分と国の行政機関的な部分と両方もっているけれども、実態はほとんど国の行政機関的で日本の国立学校と同じだと、そういう論調になっています。確かに現実はそうなのかもしれませんけれども、公法上の団体としての性格をもっているものだから、資金、基金的なものも少しあっている。日本で言えば、大学の後援会として財団を各大学はもっていますけれど、ドイツではそれも一体として法的に認められているということのようです。そういう部分をちょっと入れると、初めに言いましたような駐車場の問題とか授業料の自動振替制度の問題とか、そのようなところは財団としての、団体としての活動ということでやれる部分が出てくるのではないかと思うのです、そういう法制もあるようですね。ただ、小松さんは文部省の人で大学課の課長補佐をしている人ですから、この論調全体を読んでみると、日本の国立学校とドイツの大学とは大体同じなのだ、団体性があるからといって、そんなに変わらない、確かに日本も、成績判定とか学位とか、教務関係と人事関係は大体大学に任されていますし、財政とか会計とかそういうのは国の事務としてやるのだから、国立学校の運営はドイツのやり方と同じなのだという書き方になっています。その辺はもう少し研究してみる必要がある

のではないかと思うのです。

もう一つ、エーリヒゼンの「ドイツ連邦共和国における国家と大学」という論文も同じことを書いています。結局、大学は公法上の法人であると同時に國家の機関としての性格をもっているけれども、現在のところは会計とか財務とか、そういうのは國家の機関的に処理されていて、国と一体の行政でやれというふうになっているから、あまり独立した部分はないのだということになっております。このエーリヒゼンという人は憲法学者のようとして、この人の論調は執行段階ではなく、各州政府がドイツの大学に対する予算編成権というもので予算を削ったり、大きく改革するということは、ドイツ基本法の学問の自由に違反する恐れがあるのだと、学問の自由の規定から説き起こせるのだといっています。憲法関係の論文集ですから、二つの法的性格から、執行段階の事務がどうなっているかというところまで書いていません。別の論文を見ればもう少し具体的に、執行段階でどれだけ独立性、柔軟性が大学にあるのかどうか、そんなことが少しほ分かるのではないかと思います。ここでは、そういう両面を同時に備えるような立法の可能性があるのではないか、という一つの例として参考に供しておきます。

■中国の例

これに關係しまして、中国の大学もドイツと同じように、國の機関としての面と法人としての面と両方もっているようです。両面もっているのだけれど現実にはその面は薄いので、今度1993年2月に出た新しい「中国教育改革・発展要綱」では、もっと自治団体としての独立性を広げていくという方向でやっていくのだ、ということのようです。中国の場合は、今でも大学で企業を運営したり、サービス事業をやっ

たり、大学全体がそこに一つの街を作つて、付属病院ではなしに職員とか学生を全部診る病院とか小・中学校までもつてゐる。大学が一つの街みたいなものになっておりますから、ドイツなどより実質的な法人としての独立性は、財務関係でもかなりあるのではないかと思います。しかし、それも詳しく書いてあるものはやはりないのです。一応法人の地位と国の機関としての地位の両方をもつていて、自治団体としての地位をだんだん広げていこうとしています。これはいろいろなところに書いてあります。ただ具体的に、どの辺までどうなつてゐるというところは、まだ書いたものがないようです。

カナダ・ケベック州の例

もう一つは、カナダのケベック州の例であります。阪大にいましたときに見てきたのですが、大体ケベック州というのはカナダから独立しようとしているようなところで、関西の大学、阪大や京大と学術協定を結んだり、関西も東京から独立しろなどと言つてゐるようなところです。ただ、あそこは英語系の大学とフランス語系の大学と大きく分かれてしまつて、資料はたくさんもらつたのですけれど、あまりよく分からぬところがありました。

ケベックでも古い大学は、今までどおりイギリス流のいわゆるチャーターをもらって設立されていて、財源はほとんどもちろん州からもらうわけです。新しい大学はやはり法律で作つてゐるのですが、結局、形態としては特殊法人的な、イギリス的な大学なのだけれども、管理運営の方式とか管理職の任命などというのは州が直接決める、ただ、大学の職員は州の公務員というわけではない、そういうような形態のものを作つております。

そこで興味を引いたことの一つは、我が国の単年度予算主義とも絡

むのですが、単年度予算主義の弊害として、施設を建てる場合に日本でも国庫債務負担行為というのを使うこともありますが、よほど大きいものでないと使わない。しかしカナダの場合は、州立大学はほとんどの財源を州からもらうという形になっていますけれども、そのときに経常費と施設費とに大きく分けまして、経常費の方は経常的に、学生数とか教員数とか学科の種類に基づいて計算して配分されるわけですが、施設関係の方はやはり事前に承認をとることは必要だけれど承認をとってしまうと、大学は一括で銀行から借り入れて建物を建ててしまう。後は保証付証券とか、あるいは年々に小刻みにした助成金が州政府からきて、それで銀行へ払っていくというように、先に計画的に大きいものが建てられるというやり方をとっています。日本の国立大学を見ていて思うのですけれども、やはり単年度主義で予算を付けて配っているものですから、どうしても各大学にまんべんなく何かを建ててやらなければいけないということで、留学生センターにしろ何とかセンターにしろ、背の低い細かいものを、ただでさえ狭い敷地の中にポツポツ建てていく。だから、後で隣り合わせでくっつけたきたない建物とか、継ぎはぎだらけの建物とか、そんなものがたくさん出てくる。あれを初めから皆一緒にして、10年なり5年なりの計画で大きいものを建てて、それで後で年賦で払っていくというようなやり方にすれば、もっと合理的に建物が建つのではないかと思うのです。そのためにも、予算単年度主義を若干回避して、これは隠れ借金になるわけですけれども、そういうやり方でやるということも可能なのではないか。カナダでは、そういうことをやっておりました。

もう一つは、ケベック州で最も多くのPh. D. を授与しているマギル大学と大阪大学の財政的な規模を比較しますと、これは経常費だけですが、大体似たような予算額となっています。しかし、同じような額を

もらっていても、日本の場合に不満があるのは、使い勝手が悪いからか、起動的にすぐこっちに使えないとか、定員管理とか使途の指定、そういうところに厳しい縛りがかかっているからではないか。そこを若干緩めれば、もう少し日本の大学の場合も、あまり不満が起こつてこない、柔軟なうまい使い方ができるようになるのではないか、という感じを受けました。

したがって、具体的なやり方というのは、もう少しそういう観点でもって、外国の例なども参考にして調べてみる必要があると思います。ドイツの場合も、公務員法の勤務時間関係規定をドイツの大学管理法では適用除外にしているという記述はあるのですが、具体的にどうやっているのかというところまで書いた本はありません。財務関係にしろ人事管理の関係にしろ、もう少し具体的にどうなっているかを調べると、かなり参考になることが他の国では行われているのではないか。確かに介護保険にしろ、みんなドイツあたりで始まった制度を我が国に取り入れようとしているわけですから、やはりそういうアイデアはドイツあたりにあるかもしれません。ただ、そのためにはそれを主目的として調査してみないと、既存の文献では書いたものがないのではないかと思います。

以上のような観点から調査したり検討したりしてみれば、もう少し国立大学の財務管理も柔軟性が出てきて、使い勝手のよい、あまり不満が出てこない予算システムや、執行事務の改善が可能になるのではないかと考えております。

<参考文献>

- 糟谷正彦「官と官との間の規制緩和」『I D E 現代の高等教育』No. 365, 1995年4月号。
- 糟谷正彦「カナダ・ケベック州訪問記」『大阪大学学報』No. 486, 1994年7月号。
- 小松親次郎「ドイツ大学の法的地位」『ドイツの高等教育－構造と政策－』高等教育研究紀要第15号, 1995年。
- H.-U. エーリヒゼン「ドイツ連邦共和国における国家と大学」『西ドイツにおける自治団体』中央大学出版部, 1991年。
- 清水畏三「雑感：中国高等教育事情」，苑復傑「中国教育改革・発展要綱－解説と抄訳－」『I D E 現代の高等教育』No. 354, 1994年3月号。